

大府市いきいきプラザ絵本の選書及びレイアウト等
業務委託 仕様書

大府市

1 委託名称

大府市いきいきプラザ絵本の選書及びレイアウト等業務委託

2 委託の趣旨

本業務は、こどもの語彙力、創造力、感受性を育むことを目的に、大府市いきいきプラザ内に多様な絵本に親しめる読書空間を創出するものである。また、「絵本は人生で三度読む」という考え方のもと、受託者は、こどもを中心としたうえで、その保護者や高齢者などを含む多世代が共有できる空間となるよう配慮する。

さらに、大府市いきいきプラザは、隣接する「おおぶ木のおもちゃ美術館（仮称）（※令和9年4月頃開館予定）」との市民等による一体的な利用を想定していることから、読書空間は、おおぶ木のおもちゃ美術館（仮称）との相乗効果により、両施設の魅力の向上に資するものとする。

3 委託場所

大府市いきいきプラザ（大府市横根町狐山97番地の6）

4 委託期間

委託期間は、契約日から令和9年3月31日（水）までとする。

なお、施設への絵本等の設置は、令和9年3月12日（金）までに完了すること。

5 委託内容

本市が大府市いきいきプラザ内に整備する絵本コーナー（令和9年4月頃に利用開始予定（※別紙「大府市いきいきプラザ図面」を参照））に配架する絵本等（絵本の魅力を高める関連図書の提案を含む。）の選書及びレイアウト等に関する次の業務とする。

(1) 絵本等コーナーの企画立案

絵本コーナーに配架する絵本等のテーマ設定、選書及び調達（購入）、レイアウト（配置）、空間演出等を一体的に企画立案すること。企画立案は、本業務と同種の業務の専門的知見・実績を有する者（ブックディレクター等）が行うこと。

(2) 絵本等の選書及び発注

前号の企画立案に基づく絵本等について、テーマ、利用者層、本市の特色等を踏まえた魅力ある選書及び発注を行うこと。絵本等は、約700冊を目安とすること。ただし、企画内容に応じて、700冊を超える提案も可とする。

(3) 絵本等の調達

絵本等の調達（購入）に係る費用は、本業務に含むものとする。

(4) 絵本等のレイアウト（配置）、絵本コーナーの空間演出

絵本等のレイアウト（配置）、絵本コーナーのディスプレイ等を含めた魅力的な空間演出を行うこと。また、隣接する「おおぶ木のおもちゃ美術館（仮称）」との一体的な魅力向上に資する取り組みを提案すること。なお、施設レイアウト及び備品配置等については、原則として変更を認めないものとし、変更提案を前提とした見積及び提案については、評価対象外とする場合がある。ただし、本市が認める軽微な変更については、この限りでない。また、配置作業にあたっては、大府市いきいきプラザの工事施工者と協議のうえ、作業日時を決定するものとする。

（おおぶ木のおもちゃ美術館（仮称）関連サイト）

市公式ウェブサイト

<https://www.city.obu.aichi.jp/kosodate/1031829/index.html>

おおぶ木のおもちゃ美術館デザイナーサイト

<https://www.obu-toymuseum.com/>

(5) 絵本等の管理に係る作業

絵本等に背ラベルを添付するなど、絵本等の効率的な利用及び管理に必要な作業を行うこと。なお、絵本コーナーは、利用者への絵本等の貸出を行わない。

(6) 打合せ及び報告

本市との打合せを適宜実施すること。また、本業務完了後は、「7 成果物について」のとおり、業務報告書等を提出すること。

6 支払い

委託料の支払いは、完了払とする。

7 成果物について

受託者は、本業務の実施結果について、本市が指定する報告書等の成果物を作成し、提出すること。成果物は、次に掲げるものとし、提出時期及び内容の詳細については、本市と受託者が協議のうえ、定めるものとする。

(1) 業務実施報告書

(2) 選書リスト（書名、著者名、出版社等を含む。）

(3) 絵本等配置計画（レイアウト図、イメージ等）

(4) その他、本市が必要と認める資料

8 著作権の帰属

受託者は、本業務により作成された成果物に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）を、成果物の引渡しをもって本市に無償で譲渡するものとする。また、受託者は当該成果物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

9 その他要件

(1) 協議及び業務管理

本業務の実施に当たっては、本市と十分に協議のうえ、進めることとし、企画立案、選書、配置計画等の主要事項については、事前に本市の承認を得ること。また、業務全体のスケジュールを適切に管理すること。

(2) 実施体制及び法令遵守

本業務を適切に遂行できる体制を確保するとともに、同種の業務の専門的知見・実績を有する者（ブックディレクター等）を配置すること。また、関係法令を遵守し、安全管理及び情報管理に十分配慮すること。

(3) その他

上記に定めのない事項については、本市と受託者が協議のうえ、実施すること。